

令和2年4月30日

令和2年第2回春日井市議会臨時会

附属資料

目 次

I	条例案の要旨	1
II	令和2年度補正予算の概要	3

I 条例案の要旨

第48号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

- 1 地方税法の一部改正（令和2年法律第5号。令和2年4月1日等施行）等に
に伴い、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 個人の市民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書
（改正前 扶養親族等申告書）について、単身児童扶養者に該当する場合
においてその旨の記載を不要とするもの
（第34条の3の2、第34条の3の3関係）
 - (2) 固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、規定を整備
するもの（附則第10条の2関係）
- 2 施行日 令和2年4月1日

第49号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

- 1 地方税法施行令の一部改正（令和2年政令第109号。令和2年4月1日等施
行）に伴い、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割減
額及び2割減額の対象となる所得の基準を次のとおり改めるもの（第21条関係）
 - (1) 5割減額 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険
者及び特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度に移行することにより被保
険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続し
て同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき285,000円（改正
前 280,000円）を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
 - (2) 2割減額 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険
者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円（改正前 510,000円）を加
算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
- 2 施行日 令和2年4月1日

第50号議案

春日井市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

- 1 介護保険法施行令の一部改正（令和2年政令第98号。令和2年4月1日施行）
に伴い、令和2年度における第1号被保険者の介護保険料の減額賦課に係る保
険料率を次のとおりとするもの（第3条関係）

被保険者の区分	保険料率	保険料率（減額賦課）	
		改正前	改正後
(1) 老齢福祉年金受給者、生活保護被 保護者又は公的年金等の収入金額と 合計所得金額の合計が80万円以下の 者（世帯全員が市民税非課税）	34,662円	25,996円	20,797円

(2) 世帯全員が市民税非課税であって 公的年金等の収入金額と合計所得金 額の合計が120万円以下である者（前 号以外の者）	48,526円	39,861円	31,195円
(3) 世帯全員が市民税非課税である者 （前2号以外の者）	51,993円	50,259円	48,526円

2 施行日 令和2年4月1日

Ⅱ 令和2年度補正予算の概要

<一般会計>

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
3 民生費 31,811,100	1 特別定額給付金事業 対象：312,000人 10万円／人 <人件費> 5,000 <事務費> 181,000 <事業費> 31,200,000 2 子育て世帯への臨時特別給付金事業 児童手当受給世帯（特例給付を除く）に対する給付金 対象：41,000人 1万円／人 <人件費> 1,080 <事務費> 14,020 <事業費> 410,000	31,386,000 425,100
7 商工費 1,362,250	1 新型コロナウイルス感染症対策 (1) 感染症対策協力金事業 921,530 県の休業要請等に協力する中小企業者等に対する協力金 対象：1,840事業者 50万円／事業者 <事務費> 1,530 <事業費> 920,000 (2) 感染症対策支援金事業 250,720 感染症対策協力金対象外小売事業者等に対する支援金 対象：2,500事業者 10万円／事業者 <事務費> 720 <事業費> 250,000 (3) 感染症対策雇用安定支援事業 130,000 雇用調整助成金の10%を補助 (4) 感染症対応経営支援事業 60,000 春日井商工会議所が実施する新規支援策に対する補助	1,362,250
合 計 33,173,350	財源内訳 国庫支出金 県支出金 繰入金 財政調整基金繰入金	31,811,100 460,765 901,485